

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会 3人乗り自転車貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の所有する電動アシスト（駆動補助機）付の幼児2人同乗用自転車（以下「3人乗り自転車」という。）を複数の幼児を養育する世帯に対し、貸出することにより外出の促進と経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 3人乗り自転車の貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 満1歳以上6歳未満の同居の子どもを2人以上養育していること。
- (3) 年齢が満16歳以上であること。
- (4) 3人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に保持できること。
- (5) 協議会の特別会員または自治会加入世帯であること。

(貸出期間)

第3条 3人乗り自転車の貸出期間は、1ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、前条に規定する要件を満たす場合は、期間中2回を限度に更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸出期間中に貸出対象者の養育する幼児のいずれか1人が満6歳となり、貸出対象者が満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育しないこととなる場合は、当該幼児の誕生月の前月末までを貸出期間とする。

(貸出台数)

第4条 貸出する3人乗り自転車の台数は、1世帯につき1台までとする。ただし、協議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用申請手続)

第5条 3人乗り自転車の貸出を受けようとする者は、3人乗り自転車貸出申請書（様式第1号）及び、自転車を利用する者及び自転車に同乗する者の生年月日等を確認できる健康保険証又は住民票の写し、その他会長が必要と認める書面を添えて、会長へ提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申込があった場合は、速やかに内容を審査し、貸出の可否を決定するとともに、3人乗り自転車貸出承認・不承認通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、申請書を提出した者の数が3人乗り自転車の貸出しすることができる者の総数を超えるときは、公開による抽選により貸出しの可否を決定するものとする。

3 第3条に示す貸出期間を更新する場合は、貸出期間の終了する月の前月末日までに、3人乗り自転車更新申請書（様式第3号）を会長へ提出しなければならない。

(利用料金)

第6条 利用料金は1ヶ月あたり1,000円とし、日割り計算は行わない。

- 2 利用者は原則12ヶ月分の利用料金を一括して前払いするものとする。
- 3 利用者は、利用料金を協議会が連絡した支払い期限までに、協議会窓口に納付するものとする。

(利用者負担)

第7条 3人乗り自転車の貸出時及び更新時における点検費用については当該利用者が負担するものとする。

- 2 貸出期間中における3人乗り自転車のパンク、チェーンはずれ等の通常の使用による修理に要する費用は、当該利用者がその都度負担するものとする。ただし、タイヤやブレーキ用ゴム及びパット類等、通常の使用による磨耗部品は除く。

(貸出)

第8条 3人乗り自転車の貸出においては、協議会の指定する自転車店舗で必要な点検を行った後、利用者に直接引き渡すものとする。

(貸出中の管理責任)

第9条 利用者は、貸出期間中の3人乗り自転車の保管について、善良な管理者の注意義務を以って管理しなければならない。

- 2 利用者は、貸出する3人乗り自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書を交付してもらうこと。
 - (2) 直ちに被害状況を協議会に報告し、協議会の指示に従うこと。
 - (3) 盗難その他の被害に関し、協議会が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく協議会に提出すること。
 - (4) 3人乗り自転車に付く盗難保険が適用される場合において、利用者は盗難保険約款に定めのある負担金を負担するものとする。
 - (5) 貸出自転車の鍵を紛失・破損した場合は、利用者又は運転者は直ちに協議会に連絡し、交換料を負担するものとする。なお、鍵を紛失した時点で、盗難保険は適用されない。

(返却)

第10条 利用者は、自転車の貸出期間が満了したとき、自転車の貸出しが不要となったとき、または第13条により貸出しが取消しとなったときは、3人乗り自転車返却申出書(様式第4号)を添えて、速やかに3人乗り自転車を協議会の指定する場所に直接返却するものとする。

- 2 利用者は3人乗り自転車を返却するときは、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときの状態で返却するものとする。

(利用料金の還付)

- 第11条 協議会は、利用者が貸出期間内において3人乗り自転車の利用を中止し、前条第1項の返却申出書を提出した場合は、既納の利用料との差額を還付するものとする。
- 2 利用料の還付を受けようとする利用者は、3人乗り自転車貸出利用料還付申請書（様式第7号。以下「還付申請書」という。）を協議会に提出しなければならない。
- 3 協議会は、前項の還付申請書を受理したときは、その内容を審査し、3人乗り自転車貸出利用料還付決定通知書（様式第8号）により、還付を受けようとする利用者に通知するものとする。

(遵守事項)

第12条 利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 協議会の指定する期日までに利用料金を支払うこと。
- (3) 利用者は利用期間中の3人乗り自転車について、毎回使用する前に日常点検整備を実施すること。
- (4) 3人乗り自転車に乗る幼児は、その者にあつたヘルメットを着用し、安全確保に努めること。
- (5) 貸出を受けた3人乗り自転車について、改造、譲渡及び転貸を行わないとともに盗難の防止に努めるほか、適正に管理すること。
- (6) 利用者は第5条第1項の申込内容に変更が生じたときは、すみやかに3人乗り自転車貸出変更申請書（様式第5号）を協議会に提出すること。
- (7) 第5条第3項に規定する更新手続きにより1年以上継続して利用する者は、1年を経過する前日までに、協議会の指定する自転車店に自転車を持ち込み、点検を受け、かつTSマークの貼付を受けること。

(貸出の取消)

- 第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出の決定を取り消し、貸出した3人乗り自転車を返還させることができる。
- (1) 利用者が第2条の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により貸出しの承認を受けたとき。
 - (4) 災害その他の事故により、自転車の貸出しができなくなったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会長の支持に従わないとき。
- 2 会長は前項の規定により、貸出の承認を取り消した場合には、3人乗り自転車貸出承認取消通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(事故対応と損害賠償)

第14条 利用者は、貸出期間内に、当該3人乗り自転車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置を取るとともに、速やかに協議

会に報告し、協議会の指示に従わなければならない。

2 利用者は、3人乗り自転車を使用して第三者又は協議会に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年9月1日から施行する。